

港 湾 運 送 約 款

(名古屋港)

株式会社 フジトランス コーポレーション

港 湾 運 送 約 款

- 第1条 当社の一般港湾運送事業に関する営業は、この約款の定めるところによる。
2. この約款の定めていない事項は、法令又は慣習（若しくは、関係船会社の海上運送約款）による。
- 第2条 当社は、営業に関して通知又は、催告をしようとする場合において相手方の所在を知ることができないときは、通知又は催告すべき事項を出張所に掲示し、且つ、官報に公告してこれに代える。
2. 前項の掲示及び公告をした場合において、掲示及び公告をした日から2週間を経過したときは、通知又は、催告すべき事項は、了知されたものとみなす。
- 第3条 受託貨物に対する責任は、本船又は、陸上において当該貨物を受け取った時に始まり、有姿のままその陸揚引渡又は、船積をした時に終る。
2. 当社は、取扱貨物の種類、内容、中品状態、品質、数量、重量、容積、荷印、副荷印、番号及び価格については、その責に任じない。
- 第4条 委託者が船積又は、陸揚を委託しようとするときは、次に掲げる事項を記載した船積委託書、若しくは陸揚委託書又は、これ等に準ずる書類を提出するものとする。
- (1) 貨物の荷印、番号、個数、荷姿、品名、価格、重量及び容積
(2) 仕向港若しくは、仕出地及び到着地（国及び港、積換の要あるときは積換港名）
(3) 荷受人の氏名又は商号及び住所並びに貨物到達通知先
(4) 荷送人の氏名又は商号及び住所
(5) 作製年月日、委託者の氏名又は商号及び住所
(6) 運賃諸掛金支払方法その他の条件
(7) B/L作製枚数その他B/Lに関する指示
(8) その他、船積又は陸揚の為に必要な事項及び委託者の希望条項又は、指図
2. 正当でない又は、不完全な記載から生ずることあるべき結果は、委託者の負担とする。当社は、委託がない限り前項の委託書を改訂し、又は補充する義務を負わない。
- 第5条 受託貨物を受取る権原を有する事を証する書類と引換でなければその引渡をしない。
- 第6条 受託貨物に対し特別の注意、特別の取扱い方又は法規上、特別の取扱を要するものに対しては、委託者から予めその旨を明告した場合の外、当者は、特別の注意又は特別の取扱をしなかつたことによつて生ずる損害については、その責に任じない。
- 第7条 爆発、発火、引火、腐蝕、有毒等の危険性又は、加害性があつて社会通念上危害を及ぼすおそれのある貨物については、委託者が予めその種類、品名、数量及び特質その他、必要な事項を外部の見易いところに明記し、且つ予め当社にこれを明告した場合の外、当社は正当な事情があるときは、できる限り委託者に通知をした後、当社の選択に従い競売し、若しくは任意に売却し又は、危険を避けるため委託者に予告をしないで、廃棄其他適宜の処分をすることができる。この場合、貨物に対する当社の一切の責任は、上の処分によつて終了する。
2. 前項の明告がなかつた場合における当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかか

ならず、委託者が負担しなければならない。

3. 当社が第1項の申告を受けて受託した貨物であつても、他の貨物、船舶財産、又は人畜に危害を及ぼすようになった場合又は、そのおそれがあると認める場合は、当社は第1項の規定に準じて、これを処分することができる。

第8条 重量貨物に対しては、委託者がその正確な重量を外部の見易いところに明記し、且つ予めこれを当社に申告した場合の外、当該貨物の滅失、毀損その他の損害並びに他の貨物、船舶、財産、又は人畜に及ぼした一切の費用罰金及び責任は、故意又は過失の有無にかかわらず、委託者が負担しなければならない。

第9条 紙幣、貨幣、貴金属、宝石類、有価証券、美術骨董品等の高価品に対しては、委託者は、その中品の品名及び価額を申告した場合の外、当社はいかなる損害であつても賠償の責に任じない。

第10条 委託者は、貨物の性質、重量、容積、運送距離等に応じて運送に耐えるように荷造をし且つ、荷札をつけ又は、これに代る標示をしなければならない。

2. 当社は荷造が充分でないと認めた貨物であつても、取扱上支障がないと認め且つ、委託者が荷造不備による損害を負担することを承諾したときは、その港湾運送の委託を引き受けることがある。

第11条 当社は必要と認めるときは、便宜貨物の荷造を補修し又は、改装することができる。この場合に因って生じた一切の費用は、委託者の負担とする。

第12条 貨物の委託者からの引受又は、委託者への引渡は、当社所定の荷さばき場において行う。但し、委託者の求め又は、当社に必要に応じこれを変更することがある。

第13条 何れの側からも書面をもつて確認されない口頭、電話、電信による委託、若しくはその他の通知の遵守については、当社はこれを担保しない。

第14条 当社は、次の場合には港湾運送の引受を拒否することがある。

- (1) 申込が本港湾運送約款によらないものであるとき。
- (2) 委託者から特別の負担を求められたとき
- (3) 当該港湾運送が法令の規定又は、公の秩序若しくは、善良な風俗に反するとき。

第15条 当社は次の場合には、荷受人の費用をもつて貨物の倉庫営業者に寄託することができる。

- (1) 荷受人を確知し得ないとき。
- (2) 貨物引渡に関し争があるとき。
- (3) 荷受人が貨物の受取を拒んだとき。
- (4) 荷受人が相当の期間内に引渡を請求しないとき。

第16条 当社は十分且つ、実行し得べき指図がないときは、委託者の利益に注意しつつ、その裁量によつて処理し、殊に運送の方法を選択することができる。

第17条 当社は別段の指図が書面により明らかにされていないときは、他の貨物と混載することができる。

第18条 当社は運送貨立替金その他の費用の支払を受けない間は、貨物又は、船積書類の引渡請求に応じないことがある。この場合、損害を生ずることがあつても当社は、その責に任じない。

第19条 当社が賠償の責に任ずる場合は、損害が当社又は、その使用人の故意又は、重大な過失に

困って直接に生じた場合に限る。

2. 当社が当社又は、その使用人の故意又は、重大な過失がなかつたことを証明したときは、その責に任じない。
3. 前項の証明が事実上又は、条理上不能と認められた場合は、委託者が当社又は、その使用人の故意又は、重大な過失を証明するものとする。

第20条 当社は次の事由によつて生じた貨物の滅失、毀損、延着については損害賠償の責に任じない。

- (1) 委託者の故意又は過失。
- (2) 天災、その他不可抗力、火災、水害、海難、機雷、強盗、海賊、その他、一切の人力で抗することのできない事故又は、検疫その他法律、命令規則等の執行。
- (3) 戦争、事変、変乱、同盟羅業、同盟怠業、事業場閉鎖、その他、これに準ずる事由。
- (4) 貨物の性質又は瑕疵
- (5) 荷造の不完全、包装の破損、荷印又は、荷札の不備。
- (6) 本船荷役用具の不備又は、これに潜在する瑕疵
- (7) 虫害、鼠害、汚損、熱気、冷気、湿気、臭気、蒸れ、かび、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。
- (8) 自然の消耗又は、貨物の性質による発火、爆発、その他、他物との接触から生ずる事故。
- (9) 荷役中の降雨、荒天又は高波浪。
- (10) 保険に付せられた危険。

第21条 当社の責に帰すべき事由によつて貨物に損害が生じたときは、当社は送状に記載された価額又は、委託者が申告した価格を限度として損害実額を賠償する。

2. 前項の場合において損害額について争がある場合は、公平な第三者の鑑定若しくは、評価によつて、その額を決定する。

第22条 当社の責に帰すべき事由によつて生じた貨物の損害賠償の請求をしようとするものは、当社の定める様式により、これをするものとする。

第23条 当社は異議なく貨物を引き渡した後は、その貨物については、いかなる責にも任じない。

第24条 当社は、委託を受けた港湾運送に対して、運輸大臣に届け出た運賃及び料金を收受し、收受した運賃及び料金の割戻はしない。

第25条 当社は港湾運送の完了の際に、その運賃及び料金を申し受けるものとする。ただし、運賃及び料金のうち港湾福利分担金、労働安定基金及び港湾労働法関係付加金相当額については、委託者は、原則として財団法人港湾近代化促進協議会にこれを支払うものとする。

第26条 第7条第1項の規定により競売又は売却したときは、その代金を競売又は、売却に要した費用、運賃料金又は、立替金に充当し、なお余剰あるときは、これを委託者に交付し又は供託し、不足額があるときは、委託者から、その不足額を申し受ける。

2. 第7条第1項及び第3項の規定により、廃棄その他の処分をしたときは、その処分に要した費用は、委託者から申し受ける。

第27条 委託者は、この港湾運送約款を承認し、且つこれに同意したものとする。

この港湾運送約款は、平成12年〇月〇日から実施する。